

(様式1)  
 審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	医療対策課	検索番号	5 - 1
法令名	死体解剖保存法	根拠条項	2 - 1		
許認可等	死体解剖の許可				
<p>(根拠規定)</p> <p>死体解剖保存法          (昭和二十四年六月十日法律第二百四号)          第一条 この法律は、死体(妊娠四月以上の死胎を含む。以下同じ。)の解剖及び保存並びに死因調査の適正を期することによつて公衆衛生の向上を図るとともに、医学(歯学を含む。以下同じ。)の教育又は研究に資することを目的とする。</p> <p>第二条 死体の解剖をしようとする者は、あらかじめ、解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一 死体の解剖に関し相当の学識技能を有する医師、歯科医師その他の者であつて、厚生労働大臣が適当と認定したものが解剖する場合</p> <p>二 医学に関する大学(大学の学部を含む。以下同じ。)の解剖学、病理学又は法医学の教授又は助教が解剖する場合</p> <p>三 第八条の規定により解剖する場合</p> <p>四 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第二百二十九条(第二百二十二条第一項において準用する場合を含む。)、第六十八條第一項又は第二百五十五條第一項の規定により解剖する場合</p> <p>五 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二十八條第一項又は第二項の規定により解剖する場合</p> <p>六 検察法(昭和二十六年法律第二一号)第十三條第二項の規定により解剖する場合</p> <p>2 保健所長は、公衆衛生の向上又は医学の教育若しくは研究のため特に必要があると認められる場合でなければ、前項の規定による許可を与えてはならない。</p> <p>3 第一項の規定による許可に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p> <p>(根拠規定)</p> <p>死体解剖保存法に係る許認可等の事務処理基準          (平成12年4月1日付け保第793号各保健所あて 保健福祉部長通知)          死体解剖保存法(昭和24年法律第204号) 同法施行令(昭和28年政令第381号) 同法施行規則(昭和24年厚生省令第37号)の規定による許認可等の事務処理に当たっては、厚生省関係係函並及び通知(疑義照会通知を含む)を処理基準とする。</p> <p>なお、平成13年1月6日以降においては、「厚生省」を「厚生労働省」と読み替えるものとする。</p>					

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	医療対策課	検索番号	5 - 1
法令名	死体解剖保存法	根拠条項	2 - 1		
許認可等	死体解剖の許可				
<p>(審査基準) 続き</p> <p>死体解剖保存法の施行に関する件 (昭和二十四年六月一日医発第五一九号)</p> <p>去る第五回国会において標記の法律が可決され、六月一日公布された。本法はその一部を除き、公布後六箇月を経て施行されることになっているが、本法は死体の解剖及び保存に関する総論的法規であり、吾が国としては、いわば調剤的なものとも考えられ、且つ又最近死体の解剖、保存等に関して刑事問題等をも惹起した例もあるので、左記の点御諒知の上本法の施行に伴う事務処理については特に遺憾のないようにせられたい。なお本法に基づく政令である死体解剖資格審査会令も同じく六月一日公布即日施行されたので該承されたい。</p> <p>記</p> <p>一 本法は、昭和二十二年厚生省令第一号「死因不明死体の死因調査に関する件」を法律に改めるに際し、「大学等へ死体交付に関する法律」の内容をもこれに統合し、更に刑法等との関係を考慮の上その他の必要事項をも規定して死体の解剖及び保存に関する統一的法制として整備したものである。</p> <p>二 死体を解剖し得る者の資格については特に限定はないが、死体の解剖をする場合は、手続上事前に保健所長の許可を要する。而して保健所長は、法第二条第二項に該当する場合でなければ、右の許可を与えてはならないが、許可の具体的基準等については別途明示する予定である。</p> <p>三 前号に述べたように事前の許可が原則であるが、医科大学又は歯科大学の教授が解剖する場合、他の法律に基づいて解剖する場合、監察医が解剖する場合等は、特にその解剖を円滑ならしめるため事後の届出をもって足ることとしているが、更にその他死体の解剖について十分な学識技能を有する者についても、その解剖を容易ならしめるため特に厚生大臣による認定の制度を設けている。</p> <p>四 厚生大臣の認定に関する規定は、本法公布と同時に施行されているので、近く省令で認定申請の手続等が定められるとともに、死体解剖資格審査会において認定の基準等も決定される予定である。</p> <p>死体解剖保存法施行規則に関する件 (昭和二十四年一月八日医発第一七二七号)</p> <p>去る第五回国会において標記の法律が可決され、六月一日公布された。本法はその一部を除き、公布後六箇月を経て施行されることになっているが、本法は死体の解剖及び保存に関する総論的法規であり、吾が国としては、いわば調剤的なものとも考えられ、且つ又最近死体の解剖、保存等に関して刑事問題等をも惹起した例もあるので、左記の点御諒知の上本法の施行に伴う事務処理については特に遺憾のないようにせられたい。なお本法に基づく政令である死体解剖資格審査会令も同じく六月一日公布即日施行されたので該承されたい。</p> <p>記</p> <p>一 本法は、昭和二十二年厚生省令第一号「死因不明死体の死因調査に関する件」を法律に改めるに際し、「大学等へ死体交付に関する法律」の内容をもこれに統合し、更に刑法等との関係を考慮の上その他の必要事項をも規定して死体の解剖及び保存に関する統一的法制として整備したものである。</p> <p>二 死体を解剖し得る者の資格については特に限定はないが、死体の解剖をする場合は、手続上事前に保健所長の許可を要する。而して保健所長は、法第二条第二項に該当する場合でなければ、右の許可を与えてはならないが、許可の具体的基準等については別途明示する予定である。</p> <p>三 前号に述べたように事前の許可が原則であるが、医科大学又は歯科大学の教授が解剖する場合、他の法律に基づいて解剖する場合、監察医が解剖する場合等は、特にその解剖を円滑ならしめるため事後の届出をもって足ることとしているが、更にその他死体の解剖について十分な学識技能を有する者についても、その解剖を容易ならしめるため特に厚生大臣による認定の制度を設けている。</p> <p>四 厚生大臣の認定に関する規定は、本法公布と同時に施行されているので、近く省令で認定申請の手続等が定められるとともに、死体解剖資格審査会において認定の基準等も決定される予定である。</p> <p>死体解剖保存法施行規則に関する件 (昭和二十四年一月八日医発第八二七号)</p> <p>死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二四号)は、本年六月一日公布され、その一部は即日施行されたが、全面的には本年二月一日から施行されることになっている。而して同法に基づく厚生省令として死体解剖保存法施行規則が別紙第一の通り近日中に公布される予定であるので、左記の点に御留意の上関係者を指導されるとともにこれが円滑な施行に関して格段の御配慮を煩わされたい。</p> <p>記</p> <p>一 死体解剖保存法の規定は本年二月一日から全面的に施行されるので、同日以降は法第二条第一項各号に掲げる場合を除いては、死体の解剖をしようとする者はすべて保健所長の許可を要することになること。</p> <p>二 従つて医科大学等の教授が解剖する場合、監察医が解剖する場合及び刑事訴訟法又は食品衛生法に基づいて解剖する場合を除いては、一般的には予め厚生大臣の認定を受けた者又はその都度保健所長の許可を受けた者でなければ解剖をなし得なくなる。</p> <p>三 而して保健所長による解剖の許可は、施行規則第一条の規定によつて申請するを要するが、これが手続は若干複雑であり、且つ、許可の条件は法第二条第二項に規定してあるように相当厳格であるので、或る程度頻りに死体解剖を行おうとする者は、法第二条第一項第一号の規定による厚生大臣の認定を受けて置くことが必要と考えられること。</p> <p>四 右による厚生大臣の認定を受けようとする者は、成る可く二月一日までに認定を受ける必要があるので規則第三条に基づき申請書を至急提出することが望ましいこと。</p> <p>五 厚生大臣が認定を行うに当たつては、死体解剖資格審査会の意見を聞くことを要するが、認定の基準については、あらかじめ同審査会の意見を聞いて別紙第二によることとしたので、申請に当たつては右基準に該当するかどうかを申請者において十分考慮することが望ましいこと。</p>					

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	医療対策課	検索番号	5 - 1
法令名	死体解剖保存法	根拠条項	2 - 1		
許認可等	死体解剖の許可				
<p>(審査基準) 続き</p> <p>死体解剖資格の認定等について (平成七年四月一日健政発第三二五号)</p> <p>標記については、平成二年四月二日付け医事第二六号厚生省健康政策局医事課長通知「死体解剖資格認定の申請手続きについて」等により行ってきたところであるが、今般、別紙のとおり新たに「死体解剖資格認定要領」を定めたので、通知する。</p> <p>また、これに伴い、昭和二四年一〇月八日付け医事第八二七号厚生省医務局長通知「死体解剖保存法施行規則に関する件」中別紙第二を削り、昭和二五年七月二〇日付け医事第四八一号の二厚生省医務局長通知「死体解剖資格認定申請の手続について」、昭和二六年八月二日付け医事第五三五号厚生省医務局長通知「死体解剖保存法第二条第一項第一号に規定する認定を受けようとする者の申請について」、昭和四一年六月二日付け医事第七四三号厚生省医務局長通知「死体解剖保存法第二条第一項第一号の認定を受けようとする者の申請について」、昭和四九年五月一日付け医事第二九号厚生省医務局長通知「死体解剖資格の認定について」及び平成二年四月二日付け医事第二六号厚生省健康政策局医事課長通知「死体解剖資格認定の申請手続きについて」を廃止し、平成六年一〇月三十一日付け健政発第七八二号の別添一「申請に対する処分に係る審査基準」の別表第六中「死体解剖資格認定の申請手続きについて(平成二年四月二日医事第二六号)」を「死体解剖資格の認定等について(平成七年四月一日健政発第三二五号)」に改める。</p> <p>なお、医師又は歯科医師以外の者が死体の解剖を行う場合において、標本の所見を客観的に記述することは一般的には医行為又は歯科医行為には該当しないと見られるが、当該所見に基づき死亡の原因について判断を行うことは医行為又は歯科医行為に該当すると見られるものであることを申し添える。</p> <p>(別紙)</p> <p>死体解剖資格認定要領</p> <p>第一 認定の基準</p> <p>1 死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号。以下「法」という。)第二条第一項第一号の認定(以下「認定」という。)は、次に掲げる要件を満たす者について行うものとする。</p> <p>(1) 医師又は歯科医師にあつては、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 医学又は歯学に関する大学(大学の学部を含む。以下同じ。)の解剖学、病理学又は法医学の教室において、医師又は歯科医師の免許を得た後、初めて解剖補助業務に従事した日から起算して二年以上解剖に関連する研究業務に従事し、かつ、この間に適切な指導者の下で計二〇体以上についての解剖補助業務に従事し、そのうち一〇体以上について自ら主として解剖を行った経験を有する者</p> <p>イ 年間一〇体以上の解剖例を有する病室又は研究室において、医師又は歯科医師の免許を得た後、初めて解剖補助業務に従事した日から起算して二年以上解剖に関連する研究業務に従事し、かつ、この間に適切な指導者の下で計二〇体以上についての解剖補助業務に従事し、そのうち二〇体以上について自ら主として解剖を行った経験を有する者</p> <p>ウ 医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学又は法医学の教授又は助教授の職にあつた後離職した者であつて、離職後も継続して解剖に関する研究・教育業務に従事するもの</p> <p>エ アからウまでに該当しない者であつて、解剖に関してア又はイに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められるもの</p> <p>(2) 医師及び歯科医師以外の者にあつては、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学又は法医学の専任講師(これと同等と認められる者を含む。)の職にある者であつて、初めて解剖補助業務に従事した日から起算して五年以上解剖に関連する研究・教育業務に従事し、かつ、直近の五年間に適切な指導者の下で年間おおむね一〇体以上、計五〇体以上についての解剖補助業務に従事し、そのうち二十五体以上について自ら主として解剖を行った経験を有する者</p> <p>イ 医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学又は法医学の教授又は助教授の職にあつた後離職した者であつて、離職後も継続して解剖に関連する研究・教育業務に従事するもの</p> <p>2 1の(2)のアに規定する専任講師と同等と認められる者とは、次のすべてに該当する者というものとする。</p> <p>(1) 医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学又は法医学の講座に常勤している者であつて三年以上助手として在職したも又はしているもの</p> <p>(2) 直近五年間に、医学又は歯学(解剖学、病理学又は法医学に限る。)にかんし相応の業績を有すると認められる者</p> <p>(3) 医学又は歯学に関する博士号(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者</p> <p>3 現に医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学若しくは法医学の教授又は助教授の職にある者については、法第二条第一項の規定により保健所長の許可を受けなくとも死体の解剖を行うことができるため、認定を行わないものとする。</p> <p>第二 認定の申請に必要な書類</p> <p>1 死体解剖保存法施行例(昭和三十八年政令第三百八十一号、以下「政令」という。)第一条第一項の認定の申請は、死体解剖保存法施行規則(昭和三十四年厚生省令第三十七号、以下「規則」という。)第四号書式による申請書に、規則第五号書式による解剖経験証明書及び第五号の二書式による履歴書のほか、次の書類を添付して行うものとする。</p> <p>(1) 第一の1の(1)(ウをのぞく。)に該当する医師及び歯科医師にあつては次の書類</p> <p>ア 解剖申請書(初めての執刀例と最終の執刀例を含む二〇体に係るものとし、別添の書類によること。)</p> <p>イ 医師免許証又は歯科医師免許証の写し</p> <p>(2) 第一の1の(1)のウに該当する者にあつては次の書類</p> <p>ア 在職証明及び在職期間証明</p> <p>イ 離職後の業務に関する証明書又は申立書</p> <p>ウ 医師免許証又は歯科医師免許証の写し</p> <p>(3) 第一の1の(2)のアに該当する者のうち専任講師の職にある者にあつては次の書類</p> <p>ア 解剖申請書(直近の五年間の五〇体に係るものとし、別添の書類によること。)</p> <p>イ 在職証明及び在職期間証明</p> <p>(4) 第一の1の(2)のアに該当する者のうち専任講師以外の者にあつては次の書類</p> <p>ア 解剖申請書(直近の五年間の五〇体に係るものとし、別添の書類によること。)</p> <p>イ 在職証明及び在職期間証明</p> <p>ウ 業績一覧(論文発表及び口演)</p> <p>・筆頭著者として発表した論文の別刷又は写し (直近五年間についておおむね毎年一報以上が必要であること。)</p> <p>・口演(座長含む。)のプログラム等の写し (直近五年間についておおむね毎年一回分以上が必要であること。)</p> <p>エ 学位を証明する書類</p> <p>(5) 第一の1の(2)のイに該当する者にあつては次の書類</p> <p>ア 在職証明及び在職期間証明</p> <p>イ 離職後の業務に関する証明書又は申立書</p>					

(様式1)  
 審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	死体解剖保存法	担当課	医療対策課	検索番号	5 - 1
許認可等	死体解剖の許可	根拠条項	2 - 1		

(審査基準) 続き

- (6) その他次に掲げる場合にあっては当該書類
  - ア 大学に所属する者で、病理以外の科の者が病理解剖についての認定を申請しようとするときは、医学部長、歯学部長又は病理学教授等の病理解剖の責任者の承諾書
  - イ 医療施設に所属する者で、病理部門以外の者が病理解剖についての認定を申請しようとするときは、認定を受ける必要性についての施設長の理由書
- 2 申請書類を作成するに当たっては、次の事項に留意すること。
  - (1) 死体解剖資格認定申請書について(規則第四号書式関係)
    - ア 申請書に手数料として令第一条第二項に定める金額の収入印紙を貼ること。又、消印は不要であること。
    - イ 主として解剖を行おうとする場所については、大学医学部 教授又は 病院などと具体的に記入すること。
  - (2) 解剖依頼証明書について(規則第五号書式関係)
    - ・解剖を行った場所ごとに作成すること。
  - (3) 履歴書について(規則第五号の二書式関係)
    - ア 大学院生であるときは、学歴の「学校名、学部名」の欄に大学院での専攻を 大学院病理学専攻などと記入すること。
    - イ 職種に非常勤が含まれる場合にあっては、備考欄にその勤務状況を具体的に記入すること。
    - ウ 解剖歴として外国の施設での経験を勘案しようとする場合にあっては、認定を受けた後に解剖を行うことを予定している国内の施設の長又は大学の教授の意見書を添付すること。

別添

解剖調書

死体番号	解剖の種類		性別	年齢	主執刀者氏名 副執刀者氏名	指導者の職 名及び氏名	解剖年月日時	解剖場所	臨床診断	剖検診断
	全身・局所	系統・病理・法医								

(注意)

- 1 「死体番号」とは剖検記録等に記載されている番号であること。
- 2 「解剖の種類」は該当するものを「」で囲むこと。
- 3 「臨床診断」及び「剖検診断」欄は可能な範囲で記載して差し支えないこと。
- 4 学生実習における解剖の取扱いについては、指導者を主として補助しつつ執刀した者は主執刀とし、従として補助しつつ執刀した者は副執刀者として差し支えないこと。
- 5 医師及び歯科医師については初めての執刀例と最終の執刀例を含む20体に係るものを記入すること。
- 6 医師又は歯科医師以外の者については年次ごとに別葉とし、直近の5年間の50体以上に係るものを記入すること。